



やちよ 農業委員会だより



第122号

発行人 八千代町農業委員会会長 小竹 節 / 編集 農業委員会だより編集委員会

農業委員活動を考える



農業委員 飯田 繁夫
出身行政区：新井
担当地区：新井、八町、袋、野爪

現在、農業従事者の高齢化、担い手不足と年々離農者が増加しており、農地の荒廃化が進み、近隣の集落や農地へ悪影響が出ていると思います。さらに、我が国のTPP参加により、営農意欲が著しく低下するなど、今後、私たちの農業経営環境は大変危惧され、私たち農業委員の役割がさらに重くなると考えています。

八千代町の優良農地を次世代に引き継いでもらえるよう、農家や農業関係機関の声に耳を傾け、農地を守っていききたいと思います。



農業委員 矢中 勝己
出身行政区：新井
担当地区：坪井

近年の農業改革、TPP問題、異常気象などにより農業を取り巻く環境が大きく変わろうとしています。また、農業従事者の高齢化や遊休農地の増加など多くの課題を抱えております。

私たち農業委員は毎月の現地調査や農業委員会総会の中で許認可案件の審議を慎重に行っておりますが、これからも農地の荒廃化を防ぎ、農地を有効活用して豊かな生活を営めるよう農業委員の一員として頑張っております。

結城市・常総市・八千代町農業委員情報交換会を開催

平成28年1月26日に八千代町において結城市・常総市・八千代町農業委員の会長・職務代理者・地区代表者等による情報交換会を開催しました。

会議では、昨年9月の関東・東北豪雨による農業被害の報告をはじめ、農地行政やお互いが抱える様々な課題についても熱心に情報交換を行いました。



大久保司町長と3市町農業委員代表者の皆さん

農地に関するQ&A

Q 農地を売買したいのですが、どのような手続きが必要ですか？

A 農地を耕作目的で売買する場合には、農業委員会に農地法第3条の許可申請が必要になります。また、農地を取得する方は、経営面積が申請する農地も含めて「50アール以上」あることが必要です。

Q 農地に家を建てる場合には、どのような手続きが必要ですか？

A 農地を農地以外に利用することを「農地転用」と言います。農地転用には農業委員会の審議を経て県知事の許可が必要です。所有者が自分で転用したい場合には、農地法第4条、売買や賃借などの権利移動が発生する場合には、農地法第5条の許可が必要になります。

Q 許可を受けずに農地を転用した場合には、どのようになりますか？

A 農地転用の許可を受けずに転用することは農地法違反であり、3年以下の懲役または300万円（法人は1億円）以下の罰金が適用されることがありますので十分ご注意ください。



総会で議案を審議する農業委員



農地が狙われています！

最近、悪質な業者から「無償（安価）で埋めてあげる」、「少しの量だから大丈夫」、「良い土があったから分けてあげる」等の甘い言葉や脅迫等により安易に承諾したために、農地に許可を得ずに盛土や産業廃棄物等を埋め立てられる事例が発生しています。

このような状況になった場合には、「農地所有者が原状回復等の責務を負う」こともあります。

このようなトラブルに巻き込まれないよう、自分の農地は責任を持って自分で守りましょう。



農業委員会ホームページ

町公式ホームページの中に、農業委員会に関する様々な情報が掲載されています。各種申請書や証明書の様式もダウンロードできますのでご覧ください。

(主な掲載情報)

- ・農業委員会総会、申請受付期間
- ・農地法第3条、第4条、第5条の許可申請
- ・農地賃借料情報
- ・農業者年金
- ・全国農業新聞
- ・農用地利用銀行
- ・農地売買特例事業



(ホームページへのアクセス方法)

町トップページの右上「各課のページ」→「農委事務局」で掲載項目がご覧になれます。